

■取り扱える中小企業等の業種等について

・市内に承継資産を有する中小企業等であれば、法人・個人事業主は問いません。

ただし、以下の①～⑨のいずれかに該当するものは対象としません。

- ① 東かがわ市に「東かがわ市中小企業等事業承継マッチングサイト掲載申込書」の提出が無いもしくは中小企業等の代表者本人の同意が確認できないもの
- ② 引き継ぐ資産もしくは引き継ぐ資産価値が総合的に鑑みて無いと判断されるもの※
- ③ 第三者の権利等が付与もしくは第三者と係争が生じているもので、かつ、事業の承継に著しい影響を及ぼし事業の承継が困難であると外形的に判断できるもの※
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号並びに同条第 6 項第 4 号に該当する事業所及び類するもの
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号から第 6 号に規定するものの事業所及び類するもの
- ⑥ 特定商取引法（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に定義される連鎖販売業及び類するもの
- ⑦ 貸家業・貸間業、電気業（太陽光発電）のうち投機的事業と外形的に判断できるもの
- ⑧ その他法令や公序良俗に反する事業
- ⑨ 市長が適当でないと判断した事業

【補足】

- ※ 上記①～⑨に該当しない中小企業等であっても、取材進める中でどうしても情報のオープン化が難しいとなった場合など非掲載となる場合もあります。
- ※② 無償譲渡の場合であっても、引き継ぐ資産・資産価値を有すると判断可能であれば可とします。
- ※③ 第三者の権利が付与している資産でも、後継候補者が理解し、承諾している場合は可とします。

■農林水産業を営む中小企業等について

・事業所としての体をなし、田畑・山林以外の承継資産により事業の承継が生じるもので、経営状況・経営課題が明確なものは可とします。

(かつて農業をしていたが、現在の田畑は荒廃しており、承継後の事業開始が直ちに難しい場合などは不可)